

議案第5号

高根沢町職員の給与に関する条例等の一部改正について

高根沢町職員の給与に関する条例（昭和33年高根沢町条例第7号）
等の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和4年9月1日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町職員の給与に関する条例等の一部改正の概要について

1 改正理由

令和4年7月23日に、那須烏山市内の養豚農場で豚熱の感染が確認されたことに伴い、栃木県から本町に対して応援職員の派遣依頼があったこと等を受け、防疫作業その他の特殊な勤務に従事する職員への特殊勤務手当の支給を可能にするため、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

(1) 高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条）

・特殊勤務手当の新設

特殊な勤務に従事する職員に対する特殊勤務手当の支給を可能にするとともに、手当の種類及び支給額等については、別の条例（「高根沢町職員の特殊勤務手当に関する条例」）で規定することとします。

(2) 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第2条）

・特殊勤務手当の新設

特殊な勤務に従事する職員に対する特殊勤務手当の支給を可能にするものです。

なお、手当の種類及び支給額等については、「高根沢町職員の特殊勤務手当に関する条例」を準用することとします。

(3) 高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第3条）

・特殊勤務手当の新設

特殊な勤務に従事する職員に対する特殊勤務手当の支給を可能にするものです。

なお、手当の種類及び支給額等については、「高根沢町職員の特殊勤務手当に関する条例」を準用することとします。

3 施行日

公布の日から施行し、適用は令和4年8月1日からとします。

高根沢町条例第 号

高根沢町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(高根沢町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町職員の給与に関する条例(昭和33年高根沢町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年高根沢町条例第3号。以下「休暇等条例」という。)第6条第4項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p><u>(特殊勤務手当)</u></p> <p>第11条 <u>著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。</u></p> <p><u>2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関しては、別に条例で定める。</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、高根沢町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年高根沢町条例第3号。以下「休暇等条例」という。)第6条第4項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>時間外勤務手当</u>、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>第11条 <u>削除</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年高根沢町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>(<u>特殊勤務手当</u>)</p> <p>第7条 <u>著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与の種類は、給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。</p> <p>第7条 <u>削除</u></p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 高根沢町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年高根沢町条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>特殊勤務手当</u>、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当とする。</p> <p>(<u>特殊勤務手当</u>)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当とする。</p>

<p>第8条 <u>著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない</u>と認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。</p>	<p>第8条 <u>削除</u></p>
---	----------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年8月1日から適用する。